

# 「高額療養費制度(及び限度額認定証)」について

月の医療費自己負担額が一定の額を超えた場合、窓口負担額が軽減できる制度です。

※一定の額は患者さんの年齢と収入に応じて金額が変わります。

## 高額療養費制度適応区分一覧表

〈70歳以上の方(食事・差額ベッド料等除く)〉

〈69歳以下の方(食事・差額ベッド料等除く)〉

所得区分		1カ月の自己負担限度額		所得区分	1カ月の自己負担限度額	4回目以降
		外来	入院			
現役並み所得	Ⅲ 年収約1,160万円～ (標報83万円以上)	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1% (4回目以降; 140,100円)		区分ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	Ⅱ 年収約770万～約1,160万 (標報53～79万円以上)	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1% (4回目以降; 93,000円)		区分イ (標準報酬月額53～79万円)	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	Ⅰ 年収約370万～約770万 (標報28～50万円以上)	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% (4回目以降; 44,400円)		区分ウ (標準報酬月額28～50万円)	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般所得 (標報26万円以下)		18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 (4回目以降; 44,400円)	区分エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円	44,400円
低所得 (住民税非課税)	Ⅱ	8,000円	24,600円	区分オ(低所得者) (住民税非課税者)	35,400円	24,600円
	Ⅰ		15,000円			



マイナンバーカードで自己負担限度額の情報に登録しておく、限度額適用認定証の事前申請が不要になりますので登録をお願いします。

### ●登録方法



マイナンバーカードを2階総合受付に提示してください。  
画面の案内に従って限度額情報の提供に同意すると、高額療養費制度が受けられます。  
※登録には顔認証か、4桁の暗証番号の入力が必要です。

★マイナンバーカードをお持ちでない方も、入院時にお渡しする「限度額適用認定証等情報の取得に係る同意書」に同意し提出いただきますと高額療養費制度がご利用いただけます。

## 限度額適用認定証について

マイナンバーカードか入院時にお渡しする同意書で限度額情報の提供に同意しない場合は、認定証発行の手続きが必要です。

### 70歳以上の方

申請は原則不要です。市町村または会社から届いた資格証明書と高齢受給者証、限度額認定証を当院2階総合受付にご提示いただくと手続き完了となります。（複数の医療機関にかかった時、世帯でほかに高額な医療を受けた方がいる場合は、他に手続きが必要です。）

### 69歳以下の方

以下の申請方法で手続きをしましょう。

#### 事前申請

保険者（各市町村や勤務先）に申請し限度額認定証を受け取ります。

入院当日に保険資格証明書と合わせて認定証を病院窓口に提示してください。



① 書類を記載して  
保険者へ申請

② 保険者から交付された  
認定証を当院総合受付に提示

③ 一定額までの診療費が請求  
される（食事・差額ベッド料等を  
除く）

手続き等ご不明な点については、加入されている医療保険の保険者、もしくは当院2階総合受付までお問合せください。

高額療養費については動画でも解説しています。  
右のQRコードを読み取りください。

